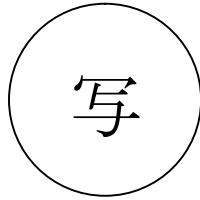


平成20年度

財政援助団体等監査結果報告書

平成21年2月

豊島区監査委員



20 豊 監 発 第97号
平成 21 年 2 月 4 日

豊島区長 高 野 之 夫 様

豊島区監査委員	山 木	仁
同	寺 澤	隼 人
同	鳴 川	智 久
同	中 田	兵 衛

平成 20 年度財政援助団体等の監査結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体等について監査を実施したところですが、当該団体の監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により、報告書を提出いたします。

平成20年度 財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の目的

財政援助団体等監査は、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、区が財政援助等を行っている団体に対して、その事業が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどについて実施する監査である。

監査の対象となる団体は、①出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体） ②指定管理者（公の施設の管理を行わせている団体） ③補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体）である。

また併せて、地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管部課の指導監督が適切に行われているかについて監査を実施する。

2 監査の実施対象団体

今回監査を実施した団体は、出資団体2団体、指定管理者4団体及び補助金等交付団体4団体である。なお、実施対象団体数は8団体で、前記の区分別団体数は重複分を含む。

団 体 名	区 分	所 管 部 課
豊島区土地開発公社	出資団体	施設管理部財産運用課
	補助金等交付団体	
財団法人豊島区勤労者福祉サービスセンター	出資団体	文化商工部生活産業課
	補助金等交付団体	
社会福祉法人豊島区社会福祉協議会	補助金等交付団体	保健福祉部管理調整課
社団法人豊島区シルバー人材センター	補助金等交付団体	保健福祉部管理調整課
豊島区体育協会グループ	指定管理者	文化商工部学習・スポーツ課
日本テニス事業協会共同企業体	指定管理者	文化商工部学習・スポーツ課
日本テニス事業協会共同事業体	指定管理者	文化商工部学習・スポーツ課
社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会	指定管理者	保健福祉部障害者福祉課

3 監査の対象範囲

原則として、監査の実施対象団体について、平成 19 年度における区が出資した基本財産の管理状況、区が指定管理者に管理運営委託した施設の管理状況及び区が交付した補助金等の執行状況など、出資団体、指定管理者及び補助金等交付団体の財政的援助に係る出納その他の事務の執行並びに、所管部課の出資、公の施設管理委託及び補助金交付等の事務の執行について実施した。

団 体 名	補 助 金 等 の 名 称	所管課	金 額 (円) (平成 19 年度)
豊島区土地開発公社	出資金	財産運用課	5,000,000
	負担金、貸付金	財産運用課	39,894,773
財団法人豊島区勤労者 福祉サービスセンター	出資金	生活産業課	277,000,000
	運営事業費補助金	生活産業課	12,000,000
社会福祉法人 豊島区社会福祉協議会	運営事業費補助金	管理調整課	149,171,817
社団法人豊島区 シルバー人材センター	運営事業費補助金	管理調整課	40,833,550
豊島区体育協会 グループ	指定管理委託料 (19 年度) 【指定管理対象施設】 ○豊島体育館	学習・スポーツ課	35,601,700 (修繕費含む)
日本テニス事業協会 共同企業体	指定管理委託料 (19 年度) 【指定管理対象施設】 ○総合体育場 ○西巣鴨体育場 ○荒川野球場	学習・スポーツ課	15,568,792 (修繕費含む)
日本テニス事業協会 共同事業体	指定管理委託料 (19 年度) 【指定管理対象施設】 ○三芳グラウンド	学習・スポーツ課	18,913,000 (修繕費含む)
社会福祉法人恩賜財団 東京都同胞援護会	指定管理委託料 (19 年度) 【指定管理対象施設】 ○心身障害者福祉ホーム さくらんぼ	障害者福祉課	77,447,522 (修繕費含む)

4 監査の観点

監査については、区が支出した公金が、団体を通じて、所期の目的どおり適正に執行・運用されているかなどを団体区分に応じて、次の観点に基づき実施した。

(1) 出資団体

区 分	主 な 観 点
①団体に対する 観点	○団体は出資目的に沿って適切に運営されているか。 ○事業は出資目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。 ○会計経理及び財産の管理は適正に行われているか。 ○関係帳票の整備、記帳は適正か、証拠書類は適切に整備保存されているか。
②所管課に対す る観点	○出資団体に対する指導監督は適切に行われているか。

(2) 指定管理者

区 分	主 な 観 点
①団体に対する 観点	○公の施設の管理は、施設の目的や指定管理者制度の目的趣旨を達成するものになっているか。 ○事業計画書に沿って施設の管理運営業務は適切に実施されているか。 ○利用料金収入や施設管理の収支に係る会計処理は適切に行われているか。
②所管課に対す る観点	○公の施設の管理に関する指導監督は適切に行われているか。 ○委託料の額及び支出の手続き、時期は適切か。

(3) 補助金等交付団体

区 分	主 な 観 点
①団体に対する 観点	○補助事業等の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。 ○補助金等交付申請及び報告は、適時、適切に行われているか。 ○補助金等に係る会計経理は適正に行われているか。 ○帳簿その他の証拠書類は適正に整理保管されているか。
②所管課に対す る観点	○補助事業等に関する指導監督は適切に行われているか。 ○補助金等の交付の手続き及び時期は適切に行われているか。

5 監査の方法

(1) 事務監査

監査委員の監査に先行して事務局職員による事務監査を実施し、監査対象の関係書類及び帳簿を調査し、団体及び所管部課から説明を聴取した。

なお、事務局職員による事務監査を専門的視点から補完するため、公認会計士による会計関係書類の調査を事務監査の一環として実施した。対象とした団体は、財団法人豊島区勤労者福祉サービスセンター、社会福祉法人豊島区社会福祉協議会、社団法人豊島区シルバー人材センター、豊島区体育協会グループの4団体である。

(2) 監査委員監査

あらかじめ提出された監査資料をもとに、団体及び所管部課から説明を聴取し、質疑を行った。

6 監査の期間

事務監査	平成 20 年 10 月 2 日から平成 21 年 1 月 14 日まで
監査委員監査	平成 20 年 11 月 13 日から平成 20 年 11 月 20 日まで

第 2 監査の結果

監査の対象となった出資団体及び補助金交付団体の事業は、出資の目的、補助金交付の目的に沿って概ね適切に運営されており、また、公の施設の指定管理者による管理運営及び補助等の事業は、その目的に沿って概ね適正に執行されていると認められる。

また、所管部課の団体に対する指導監督及び関連事務についても概ね適切であったと認められる。

監査を実施した各団体の監査結果は別紙のとおりである。

なお、地方自治法第 199 条第 10 項の規定により、平成 20 年度財政援助団体等監査結果に添えて、次項及び各団体の監査結果で述べる監査委員の意見に関して、改善等の措置を講じたときは、所管部課は同法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知されたい。

また、事務監査の一環として実施した公認会計士の会計関係書類調査結果の改善検討事項等については、対象団体及び所管部課に対して事務局より別途通知する。

第 3 総括的意見

1 指定管理者制度について

指定管理者制度の運営改善については、平成 19 年度財政援助団体等監査結果の意見で述べたところであるが、本年度の監査結果を踏まえて改善、検討を要する事項を以下に述べる。

(1) 指定管理委託料に係る年度予算について

指定管理者制度に共通する課題として指定管理委託料の年度予算のあり方が挙げられる。今回監査対象となった体育施設の「豊島体育館」、「総合体育場、西巢鴨体育場、荒川野球場」、「三芳グラウンド」については、指定管理者指定申請において指定管理者が区に提出した収支予定計画に基づき、区は支出と収入の差額を委託料

として予算計上し、指定管理者の当該年度の委託料収入の予算額となっているのが現状である。

指定申請当初の収支予定に基づき委託料を算定している結果、委託料の年度予算額が必ずしも指定管理の実態とあっておらず、また当該年度の予算額と執行実績額との間で年々乖離が大きくなっている状況も見受けられる。

これでは、指定管理期間全体の基本協定とは別に、各年度ごとに指定管理委託料等にかかる協定を締結している制度の趣旨にそぐわず、次年度の指定管理委託料算定に前年度の実績が適切に反映されないままの結果になってしまう。

指定管理者指定申請時に提出され、審査・承認された指定管理期間の収支予定計画等の申請内容の重要性は理解できるが、民間の創意工夫と活力を活用し、施設の効率的、効果的な運営を図る指定管理者制度本来の趣旨からすれば、むしろ委託料に係る毎年度予算の内容については施設管理の実態に応じて適宜柔軟に見直していく必要性は高い。

区は、指定管理者の各年度予算の執行状況や運営実績を踏まえて、指定管理委託料の適正な算定を含む指定管理予算の編成について検討のうえ、指定管理者を指導されたい。

(2) 成果配分について

指定管理委託料の成果配分については、区と指定管理者が締結している管理に関する基本協定書において規定されている。今回監査対象となった体育施設に係る指定管理委託料については、平成 19 年度において成果配分は生じていない。また、福祉施設の「福祉ホームさくらんぼ」については、指定管理委託料の余剰金 1,024,365 円のうち 80%の 819,492 円が指定管理者に成果として配分されている。

体育施設の成果配分については、第 1 に、指定管理による施設使用料収入を指定管理者制度導入以前の施設使用料収入と比較して成果配分の基本とする考え方が、評価方法として果たして合理的であるのかどうかという点が課題である。施設使用料収入のみの比較だけでなく、収支全体を見て総合的に成果を評価・検証する仕組みが求められる。

第 2 に、成果配分に係る実際の算出方法が、協定に定める算出方法と比較すると不明確と言わざるを得ない点である。

したがって、所管課が現行の算出方法で成果配分を算定した結果、各施設においては施設利用者数の大幅な増加による施設使用料収入の増や施設の管理運営経費の圧縮など、指定管理者が管理運営の努力により一定の成果を挙げているにもかかわらず、19 年度段階での成果配分は生じない結果となっている。この点については、再度検証を行う必要がある。

また、「福祉ホームさくらんぼ」については、所管課のいわゆる内部的な評価の結果をもって成果配分を決定する仕組みが採られているが、これが合理的な方法であるのかどうかは課題である。例えば、一定の数値目標を立て、その目標に対する

達成の度合いを客観的に確定するなど、区民にも法人にも見えやすい仕組みに改善していくことが必要である。

このように、指定管理による成果配分の方法については、所管部局や施設の性格によりそれぞれの基本協定において異なる考え方が採られているのが現状である。

成果配分の考え方が管理する施設の性格によりある程度異なる面もあることは理解できるが、現在は、施設により配分方法の考え方が大きく相違している状況である。

指定管理者制度の成果配分のあり方について、区と指定管理者双方で協議のうえ、妥当な算定方法について改めて検討を進められたい。

なお、指定管理者制度導入による財政効果については、施設の維持管理や施設改修に反映し、施設利用者へのサービスに積極的に還元できるような仕組みの構築についてもあわせて検討し、実施されたい。

2 体育施設の団体利用について

今回の監査の中で、指定管理者が運営する体育施設の団体利用について以下に意見を述べる。

指定管理施設である体育施設の団体利用については、一般団体が利用する「一般利用」と、体育またはレクリエーションの関係団体が利用する「特別利用」がある。また、このほか、豊島区または豊島区教育委員会が主催又は共催する体育大会等の公的事業のために使用する場合がある。

今回の監査対象の施設の利用状況を見ると、平成 19 年度、豊島体育館競技場の団体利用状況は、一般利用件数が 272 件に対し、特別利用件数は 419 件と大きく上回っている。

この外、総合体育場では団体利用のうち一般利用件数 4,753 件、特別利用件数 1,432 件、西巢鴨体育場では一般利用件数 2,200 件、特別利用件数 19 件、荒川野球場では一般利用件数 787 件、特別利用件数 222 件、三芳グラウンドでは一般利用件数 5,148 件、特別利用件数 652 件という利用状況となっている。

所管課の説明によると、本区の体育施設の利用申請及び使用許可の方法は、まず、「特別利用」については、区が関係する団体と年度内における使用日時について事前調整を行い確定したうえで、「一般利用」については、使用の 2 か月前に抽選を実施している。この方法を採用することにより、体育施設の区民や団体に対する公平な利用を確保しているとのことである。

しかしながら、この「特別利用」と「一般利用」に関して、現在のところ客観的な基準やルールは確立されておらず、区民や利用団体に対してその仕組みが見えにくい状況になっている。

施設利用団体間の一層の公平性を確保しつつ、指定管理施設の運営について指定管理者の能力や経験を十全に発揮して、より効率的な施設運営と住民サービスの向上を実現するため、区は体育施設の利用方法に関する明確な基準・ルールづくりを検討されたい。

豊島区土地開発公社監査結果報告

第1 団体の概要

1 団体の目的

豊島区土地開発公社（以下「公社」という。）は、昭和62年4月1日に区が設立した団体（特別法人）であり、公共用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備を図ることを目的としている。

2 事業内容

公社は、上記の目的を達成するため、次の事業を行っている。

- (1) 土地の取得、管理、処分等に関する事業
- (2) 土地の取得のあっ旋、調査、測量、その他これに類する事業

3 組織（平成20年3月31日現在）

公社は、事務所を東京都豊島区東池袋一丁目18番1号豊島区役所内に置き、役員16名、評議員16名、職員23名（区職員兼務）によって構成されている。

第2 区との関係

区は、公社の基本財産500万円、運用財産100万円を出資しているほか、「豊島区土地開発公社運営費負担金交付要綱」に基づく運営費負担金の交付及び「豊島区土地開発公社運用資金の貸付けに関する要綱」に基づく資金貸付けを行っている。

第3 平成19年度収支決算状況

1 基本金の運用

① 基本金の額	6,000,000円 【内訳】 基本財産5,000,000円 運用財産1,000,000円
② 運用の方法	
ア 定期預金（みずほ銀行外13行）	5,940,000円
イ 出資金（巣鴨信用金庫外4行）	60,000円
③ 運用利息額	17,931円

2 収支状況

<収入の部>

科 目	収入済額
1. 事業収益	4,139,916,540円
2. 事業外収益	417,931円
収入合計 (A)	4,140,334,471円

<支出の部>

科 目	支出済額
1. 事業原価	4,139,916,540円
2. 販売費及び 一般管理費	396,630円
3. 予備費	0円
支出合計 (B)	4,140,313,170円

<収入支出差引額> (単位：円)

(A) - (B)	21,301円
-----------	---------

3 資産状況

(単位：円)

① 資産の合計	13,929,079,149円
② 負債の合計	13,922,533,998円
③ 正味財産 【うち基本金】	6,545,151円 6,000,000円

4 貸借対照表総括表

(単位：円)

科 目	金 額
(資産の部)	
1. 流動資産	13,923,079,149円
2. 固定資産	6,000,000円
資産合計	13,929,079,149円
(負債及び資本の部)	
1. 流動負債	96,476,679円
2. 固定負債	13,826,057,319円
3. 資本金	6,000,000円
4. 準備金	545,151円
負債及び資本合計	13,929,079,149円

5 区からの負担金・借入金の状況 (単位：円)

負担金	400,000円
借入金	39,494,773円
借入金残高	35,146,138円

第4 平成19年度事業実績

1 公共用地取得事業

(1) 取得実績

- ① 件数 6件
- ② 面積 4,221.39 m²
- ③ 金額 2,310,431,696円

(2) 取得用地一覧

取得年月日	事業名	地区	面積 (m ²)	買収価格 (円)
H19. 4. 25	住宅市街地総合整備事業用地	駒込六丁目	3,756.44	1,952,093,210
H19. 10. 3	居住環境総合整備事業用地	上池袋一丁目	221.06	159,704,895
H19. 11. 29	都市計画道路補助第173号線整備事業用地	池袋三丁目	47.94	36,500,502
H19. 12. 27	同上	同上	64.15	56,635,946
H20. 2. 8	同上	池袋二丁目	59.47	39,187,107
H20. 3. 7	同上	池袋三丁目	72.33	66,310,036
合計			4,221.39	2,310,431,696

2 借入及び支払

計15件、総額2,223,470,578円を協調融資銀行団の各金融機関より借り入れ、土地取得代金を支払った。平成19年度償還額は1,957,850,366円、19年度末借入分残高は、300,964,629円である。

3 用地売却

平成16年度に取得した4件、平成17年度に取得した9件、平成18年度に取得した3件及び平成19年度に取得した1件の計17件について、豊島区と土地売買契約を締結し、区へ売却した。内容は次表のとおりである。

売却年月日	用 地	面積(㎡)	売却金額 (円)	買収金額 (円)	取得年度
H19. 8. 10	都市計画道路補助第 173号線整備事業用地	15.05	4,998,989	4,779,880	17年度
H19. 8. 10	都市計画道路補助第 173号線整備事業用地	31.73	24,378,966	23,306,410	16年度
H19. 8. 10	都市計画道路補助第 173号線整備事業用地	29.09	26,440,367	25,407,483	17年度
H19. 8. 10	都市計画道路補助第 173号線整備事業用地	156.61	120,451,633	116,487,364	17年度
H19. 8. 10	都市計画道路補助第 173号線整備事業用地	128.98	102,702,244	99,589,728	17年度
H19. 8. 10	都市計画道路補助第 173号線整備事業用地	58.69	53,944,981	52,276,823	17年度
H19. 8. 10	都市計画道路補助第 173号線整備事業用地	5.56	1,456,866	1,415,360	17年度
H19. 8. 10	都市計画道路補助第 173号線整備事業用地	10.39	6,874,581	6,670,292	17年度
H19. 8. 10	池袋図書館前区道拡幅 整備事業用地	41.38	21,414,731	20,511,893	17年度
H20. 3. 24	住宅市街地総合整備 事業用地	3,756.44	1,985,198,492	1,952,093,210	19年度
H20. 3. 24	都市計画道路補助第 173号線整備事業用地	40.59	31525850	30,210,572	17年度
H20. 3. 24	都市計画道路補助第 173号線整備事業用地	32.27	27,995,974	26,850,664	17年度
H20. 3. 24	都市計画道路補助第 173号線整備事業用地	33.60	27,687,379	26,645,504	17年度
H20. 3. 24	都市計画道路補助第 173号線整備事業用地	60.92	69,605,469	67,077,337	18年度
H20. 3. 24	都市計画道路補助第 173号線整備事業用地	3.60	1,859,252	1,804,680	18年度
H20. 3. 24	都市計画道路補助第 173号線整備事業用地	48.26	42,597,091	41,470,965	18年度
H20. 3. 24	都市計画道路補助第 173号線整備事業用地	108.78	90,750,399	88,616,019	18年度
	合 計	4,561.94	2,639,883,264	2,585,214,184	

4 償還

償還元金 3,763,397,474 円、利息 341,258,761 円の計 4,104,656,235 円を協調融資銀行団の各金融機関に支払った。

この償還は、平成 19 年度中に豊島区より受領した土地売却代金のうち、償還元金 2,541,212,474 円と元金償還時支払利息 23,915,712 円及び平成 19 年度分分割賦払い売却代金 1,500,033,276 円の計 4,065,161,462 円、並びに区借入金 39,494,773 円をもって行った。なお、昭和 63 年度から平成 10 年度の間に借入れた借入残額が 12,566,610,000 円となっている。

【借入年度別償還額及び借入残高】

借入額		償還額（円）		平成 19 年度末 借入残額（円）
年度	借入金額	既償還額	19 年度償還額	
昭和 63 年度 ～ 平成 10 年度	55,291,620,881	元金 41,502,825,881 利息 10,226,327,091 合計 51,729,152,972	元金 1,222,185,000 利息 277,848,276 合計 1,500,033,276	12,566,610,000
平成 16 年度	615,059,431	元金 545,367,600 利息 22,099,752 合計 567,467,352	元金 69,691,831 利息 580,253 合計 70,272,084	0
平成 17 年度	745,728,779	元金 12,511,992 利息 19,025,324 合計 31,537,316	元金 393,701,661 利息 12,177,293 合計 405,878,954	339,515,126
平成 18 年度	739,134,459	元金 0 利息 5,117,749 合計 5,117,749	元金 155,313,033 利息 15,308,522 合計 170,621,555	583,821,426
平成 19 年度	2,223,470,128	元金 0 利息 0 合計 0	元金 1,922,505,949 利息 35,344,417 合計 1,957,850,366	300,964,629
累 計	59,615,014,128	元金 42,060,705,473 利息 10,272,569,916 合計 52,333,275,389	元金 3,763,397,474 利息 341,258,761 合計 4,104,656,235	13,790,911,181

第5 監査結果

1 指摘事項

公社、施設管理部財産運用課とも、特に指摘すべき事項はない。

なお、事務処理方法等について口頭で是正を求めた軽微な事項については、速やかに対応されたい。

2 意見

(1) 事業未収金（区長期分割償還金）の計画的解消について

平成 19 年度末において、土地開発公社が区の依頼に基づき取得した用地購入の経費に対する事業未収金は 12,566,610,000 円となっている。これは、昭和 63 年度から平成 10 年度までの間の公共用地取得にかかる区から公社に対する未払い金である。主な内容は、福祉施設、福祉住宅、公園・児童遊園、保健所等の建設用地、拡張用地の取得にかかった経費である。

公社が区の依頼に基づき先行取得した用地については、協定に基づき、区は公社が取得してから原則として 5 年以内に公社から買い戻すことになっている。

しかし、区が買い戻しを行い、用地の所有権が公社から区へ移転した後も、区が財政逼迫の状況から公社への買い戻し代金（元金）の支払を繰延べしたことに伴い、事業未収金が生じたものである。この事業未収金については、これら用地が区からの依頼に基づき、具体的な利用計画のもと公社が先行取得を行ったものであるにもかかわらず、長期にわたり生じている。このことは、区の債務保証があるとは言え、公社本来の財務運営面からは適切さを欠いたものといわざるを得ないし、また、本区の地方公共団体財政健全化法による平成 19 年度将来負担比率を 8.9%に押し上げてしまった主な要因にもなっている。

区は、この公社の事業未収金について、平成 20 年度、東京都に対し「豊島区土地開発公社の経営の健全化に関する計画」を提出し、その中の償還計画において、平成 33 年度までとしていた償還期間を繰り上げ、平成 22 年度にはすべて公社に返済するとの償還内容に変更した。この計画に基づき、区が平成 20 年 9 月までに、公社に対し 3,851,540,000 円の返済を行ったことから、公社の事業未収金の現在の残額は 8,715,070,000 円にまで圧縮されている状況である。（別表参照）

今後とも区は上記の償還計画に基づき、着実な債務の返済を実施することで、公社の事業未収金の早期の解消を図り、公社の財務面での安定的な運営を確保するよう努められたい。

なお、区は今後、本来公社から買い戻すべき償還期間を超えて公社に事業未収金が生じるような事態を防止し、公社の適正な業務運営を確保するため、公社への取得依頼にあたっては、その必要性や利用目的はもとより、的確な財政の将来見通し等をこれまで以上に慎重に検討のうえ、実施されたい。

(2) 事務費等の適正な予算計上について

公社が必要とする運営費は、「豊島区土地開発公社運営費負担金交付要綱」第1条及び第2条の規定に基づき、区が負担することとされ、その負担の対象は人件費及び事務費等の経常的な公社運営費と定められている。

平成19年度において、本要綱に基づく区の人件費負担は、区職員との兼任となっていることから生じていない。

また、運営費は、販売費及び一般管理費として396,630円を支出されている。その内訳を見ると報酬224,000円、役務費102,630円、公課費70,000円となっており、この中には需用費として事務用品や消耗品等の購入は含まれていない。

監査時での所管課説明では、需用費は区の予算をもって必要な用紙や消耗品の購入を行っているとのことであった。

しかし土地開発公社は、あくまで区とは別個の法人である。

確かに実務上の経費執行の区分は煩雑であるとは思われるが、運営経費については、やはり区の予算とは明確に区分し、公社予算として執行がなされるべきであり、公社は、今後の予算の計上及び執行において充分留意されたい。

〈別表〉
【土地開発公社 事業未収金の内容(区元金償還分)】

購入物件名	取得年度	現況	面積 (㎡)	取得価格 (円)	分割償還金 (円) (14年度借換金額)	分割償還金既返済 額 (円)	20年12月未残額
北大塚二丁目児童遊園	62年度	北大塚二丁目児童遊園	126.14	57,271,720	127,395,095	127,395,095	0
南長崎三丁目児童遊園	62年度	南長崎三丁目公園	894.27	843,861,070			
南池袋四丁目児童遊園	62年度	南池袋四丁目児童遊園	666.22	875,000,000	124,437,070	124,437,070	0
南大塚二丁目公共施設	62年度	南大塚二丁目ポケット児童遊園	124.69	106,965,316	15,203,300	15,203,300	0
上池袋一丁目公園	62年度	上池袋一丁目児童遊園	245.93	323,626,297			
南長崎四丁目児童遊園	62年度	南長崎四丁目児童遊園	142.65	148,931,000	118,524,015	118,524,015	0
千早三丁目児童遊園	62年度	千早三丁目児童遊園	245.97	360,868,736			
南池袋四丁目児童遊園	62年度	南池袋みどり公園	573.61	799,059,090	113,638,445	113,638,445	0
長崎二丁目児童遊園	63年度	長崎二丁目中央児童遊園	354.48	397,211,000	242,378,864	242,378,864	0
長崎三丁目児童遊園	63年度	長崎三丁目児童遊園	368.96	454,927,680			
目白庭園	63年度	目白庭園	2897.89	6,316,472,800	1,796,789,150	692,779,002	1,104,010,148
巣鴨四丁目児童遊園	元年度	巣鴨四丁目折戸児童遊園	247.72	209,650,800	89,229,445	5,250,241	83,979,204
上池袋一丁目第2児童遊園	元年度	上池袋一丁目児童遊園	61.13	69,555,588	29,606,110	1,742,017	27,864,093
千早緑地公園	元年度	千早緑地公園	493.40	589,613,000	251,544,430	14,800,819	236,743,611
池袋三丁目児童遊園	元年度	池袋三丁目児童遊園	260.75	372,143,271	158,753,520	9,341,022	149,412,498
目白二丁目第2児童遊園	2年度	目白二丁目第2児童遊園	285.19	486,742,328	276,829,495	16,288,586	260,540,909

〈別表〉
【土地開発公社 事業未収金の内容(区元金償還分)】

購入物件名	取得年度	現況	面積 (㎡)	取得価格 (円)	分割償還金 (円) (14年度借換金額)	分割償還金既返済 額 (円)	20年12月 未残額
上池袋四丁目児童遊園	2年度	上池袋四丁目児童遊園	158.87	202,188,263	114,975,580	6,765,138	108,210,442
雑司が谷三丁目児童遊園	2年度	雑司が谷みみずく公園	667.76	1,007,128,535	601,437,385	35,388,443	566,048,942
池袋一丁目第2児童遊園	2年度	池袋一丁目第2児童遊園	298.09	336,847,354	191,499,855	11,267,809	180,232,046
目白三丁目第2児童遊園	2年度	目白駅北自転車駐車場	467.29	1,081,369,807	615,133,295	36,194,307	578,938,988
千川一丁目公園	2年度	千川彫刻公園	646.11	983,545,032	559,561,100	32,924,452	526,636,648
西池袋二丁目第3児童遊園	2年度	14年度売却	99.18	171,011,115	97,201,560	97,201,560	0
上池袋四丁目第2児童遊園	2年度	上池袋四丁目第2児童遊園	255.79	286,642,580	163,048,675	9,593,748	153,454,927
千早一丁目第2児童遊園	3年度	千早一丁目第2児童遊園事業用地	476.44	570,335,581	405,505,970	405,505,970	0
西巢鴨児童遊園	3年度	北大塚公園	318.00	429,227,263	244,123,985	14,364,201	229,759,784
高田一丁目第3児童遊園	3年度	山吹の里公園	609.10	974,864,550	693,213,740	40,788,543	652,425,197
南大塚二丁目児童遊園	3年度	南大塚からたち公園	519.98	607,985,355	432,328,295	25,438,101	406,890,194
目白四丁目児童遊園	3年度	目白四丁目児童遊園	297.09	493,178,312	350,731,275	20,636,951	330,094,324
小鳥がさえずる公園	4年度	小鳥がさえずる公園	1111.90	1,412,780,140	1,205,553,015	70,934,473	1,134,618,542
池袋三丁目第2児童遊園	4年度	事業用地(19年度末)池袋三丁目福祉施設誘致予定地(20年12月末)	188.15	483,451,876	412,508,250	24,271,894	388,236,356
池袋一丁目公園(池袋の森)	4年度	池袋の森	1502.39	1,144,735,849	976,756,790	57,472,154	919,284,636
南長崎二丁目児童遊園	4年度	南長崎二丁目児童遊園	435.41	352,722,600	300,967,100	17,708,838	283,258,262

〈別表〉
【土地開発公社 事業未収金の内容(区元金償還分)】

購入物件名	取得年度	現況	面積 (㎡)	取得価格 (円)	分割償還金 (円) (14年度借換金額)	分割償還金既返済 額 (円)	20年12月未残額
千早四丁目児童遊園	4年度	千早四丁目なかよし 広場児童遊園	524.78	431,914,496	368,487,375	21,681,716	346,805,659
北大塚三丁目地区公園	7年度	仮児童遊園(19年度 末) 北大塚すすくすくルーム (20年12月末)	529.91	270,042,136	268,862,586	268,862,586	0
南池袋第二公園拡張	8年度	南池袋第二公園	127.06	50,824,000	50,602,000	2,977,410	47,624,590
千早フラワー公園拡張用地	9年度	千早フラワー公園	436.49	187,690,700	187,690,700	187,690,700	0
千早フラワー公園拡張用地	9年度	千早フラワー公園	203.19	81,276,000	81,276,000	81,276,000	0
南池袋葬祭場	63年度	南池袋斎場	197.45	221,144,000	13,146,000	13,146,000	0
福祉ホーム	元年度	福祉ホームさくらん ぼ	540.95	809,629,046	296,962,000	296,962,000	0
長崎第二児童館	63年度	長崎第二児童館	603.21	532,259,000	102,057,776	102,057,776	0
福祉ホーム 区営住宅 千川つつじ苑	元年度	福祉住宅 千川つつ じ苑	330.58	557,407,467	152,740,183	152,740,183	0
高齢者集合住宅 区営住宅 巣鴨つつじ苑	元年度	福祉住宅 巣鴨つつ じ苑	595.41	1,493,395,860	317,244,887	317,244,887	0
高齢者集合住宅 区営住宅 長崎つつじ苑	元年度	福祉住宅 長崎つつ じ苑	884.33	2,387,691,000	517,140,048	517,140,048	0
福祉ホーム 区営住宅 千川つつじ苑(拡張)	3年度	福祉住宅 千川つつ じ苑	170.85	281,527,928	192,915,882	192,915,882	0
池袋本町一丁目材料置場	元年度	池袋本町一丁目材料 置場	133.48	169,527,432	22,469,090	22,469,090	0
猪苗代青少年センター 用地	2年度	旧猪苗代青少年セン ター	4933.07	80,742,283	41,930,286	41,930,286	0
社会教育施設(青年館)	3年度	池袋三丁目自転車保 管所	961.03	2,431,872,349	1,698,014,337	1,698,014,337	0

〈別表〉
【土地開発公社 事業未収金の内容(区元金償還分)】

購入物件名	取得年度	現況	面積 (㎡)	取得価格 (円)	分割償還金 (円) (14年度借換金額)	分割償還金既返済 額 (円)	20年12月未残額
高齢者集合住宅拡張 巣鴨社会教育会館前庭	4年度	巣鴨地域文化創造館	164.83	277,738,550	232,601,061	232,601,061	0
社会教育施設(青年館)	6年度	池袋三丁目自転車保 管所	215.01	104,211,500	101,874,897	101,874,897	0
社会教育施設(青年館)	8年度	池袋三丁目自転車保 管所	95.20	107,979,234	105,558,153	105,558,153	0
巣鴨体育館拡張用地	6年度	巣鴨体育館	405.87	280,796,690	230,796,690	230,796,690	0
池袋保健所移転改築事業	8年度	池袋保健所	609.84	2,073,337,561	2,023,337,561	2,023,337,561	0
西巣鴨二丁目特養ホーム拡 張	10年度	特養ホーム菊かおる 園	559.14	94,159,176	94,159,176	94,159,176	0
合 計			29,262.23	35,875,080,316	17,808,741,497	9,093,671,497	8,715,070,000

(備考)

1. 本表に掲げた購入物件は、平成14年度借換により分割償還の対象となった土地である。平成19年度末までに償還金の返済を終了した物件も含まれているため、報告書11頁の表中、最上段の借入(昭和63年度～平成10年度)の対象物件とは異なる。
2. 本表の最右列の残高合計は、平成20年12月末時点のものであり、報告書11頁の表中、最上段の借入残額12,566,610,000円(平成19年度末)とは一致しない。
(平成20年9月までに、3,851,540,000円の返済を行っている。)

財団法人 豊島区勤労者福祉サービスセンター監査結果報告

第1 団体の概要

1 団体の目的

財団法人豊島区勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）は、平成4年4月1日に設立された団体で、区内の中小企業に勤務する勤労者と事業主、及び区に居住し、区外の中小企業に勤務する勤労者並びに区民を対象に、総合的な勤労者福祉事業を行い、もって中小企業の振興、地域社会の発展に寄与することを目的としている。

2 事業内容

センターは上記の目的を達成するため、次の事業を行っている。

- (1) 中小企業勤労者福祉に関する調査研究事業
- (2) 中小企業勤労者福祉に関する各種講習会等の事業
- (3) 中小企業勤労者福祉に関する情報提供事業
- (4) 中小企業勤労者福祉事業
- (5) 東京都及び区が行う中小企業勤労者福祉推進事業への協力事業
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な事業

3 組織（平成20年3月31日現在）

センターは、事務所を東京都豊島区東池袋一丁目20番15号に置き、役員16名、評議員15名、職員6名（常勤職員3名、非常勤職員1名、他2名）によって構成されている。

第2 区との関係

区は、センターの基本財産である3億円を出資しているほか、「財団法人豊島区勤労者福祉サービスセンターに対する助成に関する条例」に基づき、毎年度補助金（運営費、人件費）を交付している。

第3 平成19年度収支決算状況

1 基本財産の運用

① 基本財産の額	277,000,000円
② 運用の方法	
ア 定期預金（巣鴨信用金庫外1行）	37,000,000円
イ 投資有価証券 （東京都公募公債2口、国債2口）	239,530,000円
ウ 普通預金	470,000円
③ 運用利息額	2,210,000円

2 収支状況

① 収入合計額	1 2 5, 0 0 4, 3 1 7 円
【内 訳】	
当期収入合計	119, 815, 015 円
前期繰越収支差額	5, 189, 302 円
② 支出合計額	1 1 9, 4 7 2, 1 1 3 円
③ 次期繰越収支差額	5, 5 3 2, 2 0 4 円

【収入】

(単位：円・%)

科目 (大科目)	予算現額	決算額	収入率
基本財産運用収入	2, 100, 000	2, 210, 000	105. 2
自主事業収入	104, 310, 000	88, 047, 850	84. 4
補助金収入	12, 000, 000	12, 000, 000	100. 0
寄付金収入	1, 000	0	0. 0
雑収入	2, 530, 000	2, 557, 165	101. 1
特定資産取崩収入	5, 001, 000	5, 000, 000	100. 0
基本財産処分収入	10, 000, 000	10, 000, 000	100. 0
前期繰越収支差額	5, 000, 000	5, 189, 302	103. 8
収入合計	140, 942, 000	125, 004, 317	88. 6

【支出】

(単位：円・%)

科目 (大・中科目)	予算現額	決算額	執行率
事業費	117, 088, 000	100, 423, 512	85. 8
人件費	27, 249, 000	26, 365, 347	96. 8
調査研究費	95, 000	88, 885	93. 6
研究会・講習会等実施費	3, 118, 000	1, 500, 920	48. 1
情報提供費	7, 757, 000	6, 271, 260	80. 8
生活安定事業費	9, 776, 500	9, 776, 500	100. 0
健康維持増進事業費	3, 400, 500	2, 939, 230	86. 4
老後生活安定事業費	715, 000	694, 300	97. 1
自己啓発・余暇活動事業費	64, 287, 000	52, 500, 010	81. 7
財産形成事業費	388, 000	124, 360	32. 1
勤労者福祉推進事業協力費	302, 000	162, 700	53. 9
管理費	21, 602, 000	18, 798, 601	87. 0
人件費	10, 073, 000	9, 710, 512	96. 4
管理運営費	11, 529, 000	9, 088, 089	78. 8
退職給付引当資産取得支出	250, 000	250, 000	100. 0
特定資産取得支出	2, 000	0	0. 0
予備費	2, 000, 000	0	0. 0
当期支出合計	140, 942, 000	119, 472, 113	84. 8

3 貸借対照表 (平成 20 年 3 月 31 日)

(単位：円)

科 目	当 年 度
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	6, 942, 057
未収金	6, 249, 150
前払金	91, 368
立替金	165, 003
流動資産合計	<u>13, 447, 578</u>
2. 固定資産	
(1) 基本財産	
基本財産	277, 000, 000
基本財産合計	<u>277, 000, 000</u>
(2) 特定資産	
退職給付引当資産	1, 800, 000
給付積立資産	27, 000, 000
記念事業積立資産	1, 000, 000
特定資産合計	<u>29, 800, 000</u>
(3) その他固定資産	
電話加入権	218, 400
中央労働金庫出資金	10, 000
その他固定資産合計	<u>228, 400</u>
固定資産合計	<u>307, 028, 400</u>
資産合計	<u>320, 475, 978</u>
II 負債の部	
1. 流動負債	
未払金	7, 469, 942
前受金	2, 200
預り金	443, 232
流動負債合計	<u>7, 915, 374</u>
2. 固定負債	
退職給付引当金	1, 800, 000
給付引当金	27, 000, 000
固定負債合計	<u>28, 800, 000</u>
負債合計	<u>36, 715, 374</u>

Ⅲ 正味財産の部	
1. 指定正味財産	
区の出捐金	277,000,000
指定正味財産合計	<u>277,000,000</u>
(うち基本財産への充当額)	(277,000,000)
2. 一般正味財産	<u>6,760,604</u>
(うち特定資産への充当額)	(1,000,000)
正味財産合計	<u>283,760,604</u>
負債及び正味財産合計	<u>320,475,978</u>

3 補助金の状況

① 執行済額	12,000,000円
【内 訳】 運営費	4,000,000円
人件費	8,000,000円
② 返還額	0円

第4 事業実績

センターで実施した平成19年度の主要事業実績（人件費・管理運営経費を含む）、加入事業所数及び会員数は、次のとおりである。

【主要事業実績】

（単位：円）

事業名	事業実績	
	執行額	備考
調査研究事業	88,885	調査研究費及び各種年会費等
研究会・講習会等実施事業	1,500,920	英会話教室・簿記講座・社会保険、労働保険講座等実施経費
情報提供事業	6,271,260	会報誌の発行、会員募集用パンフレットの発行等
生活安定事業	9,776,500	各種給付金等
健康維持増進事業	2,939,230	フィットネスクラブ法人会員年会費、定期健康診断利用補助等
老後生活安定事業	694,300	相続・遺言講座実施、冊子購入等
自己啓発・余暇活動事業	52,500,010	各種チケットあつ旋補助、遊園施設等法人会員経費等
財産形成事業	124,360	財産形成セミナー・冊子購入等
勤労者福祉推進事業協力事業	162,700	講座受講料補助、冊子購入経費
人件費、管理運営経費	45,163,948	人件費、管理運営経費
合計	119,222,113	

【加入事業所数及び会員数】

(単位：所・人)

年 度	事業所数	会員数
平成 4 年度	1,982	10,006
5 年度	2,052	9,871
6 年度	2,118	9,941
7 年度	2,178	10,051
8 年度	2,168	9,928
9 年度	2,099	9,585
10 年度	2,029	9,232
11 年度	1,944	8,776
12 年度	1,829	8,304
13 年度	1,663	7,736
14 年度	1,546	7,228
15 年度	1,373	6,261
16 年度	1,305	5,948
17 年度	1,228	5,710
18 年度	1,207	5,662
19 年度	1,159	5,508

第5 監査結果**1 指摘事項**

センター、文化商工部生活産業課とも、特に指摘すべき事項はない。

なお、事務処理方法等について口頭で是正を求めた軽微な事項については、速やかに対応されたい。

2 意 見**(1) 法人の基本財産について**

財団法人は、一定の公益目的のために拠出された財産に法人格を与えるものである。その意味で基本財産は財団法人の法人格の基礎となる財産であり、本来、その運用益をもって法人の公益事業活動を行うべきとされていることから、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」等に基づき、法人の基本財産については厳格な管理運用が要求されているところである。

センターの基本財産については、平成4年4月1日の設立時に3億円全額を区からの出資で設けられたものである。その後、区の厳しい財政状況のため、区「行財政改革プラン2004」により、区からの補助金の削減への対応を迫られたことから、平成17年度以降、基本財産の取崩しを行わざるを得ない状況となった。その結果、平成17年度には5,000,000円、平成18年度には8,000,000円、さらに、平

成 19 年度においては 10,000,000 円と総額 23,000,000 円の基本財産の取崩しが行われており、19 年度末現在の基本財産は 277,000,000 円である。

センター寄付行為第 8 条の規定において原則これを処分することができない旨定められている趣旨を踏まえると、区の財政難のため必要な手続きだったとは言え、区からの補助金削減のために取崩しを行い、基本財産が長期にわたって減額されたままの状況が続くことになれば、今後、区は自ら出資する団体の運営に対する支援のあり方、ひいては団体の必要性に対してその姿勢を問われかねないと考える。

区は、基本財産について早期に必要な措置を講じられるよう努められたい。

(2) 法人の見直しについて

センターの今後のあり方については、これまでも「行財政改革プラン 2004」の策定以降、一貫して外郭団体の見直しの中で示されてきたところである。平成 20 年 4 月に策定された「未来戦略プラン 2008」においても、センターについては、平成 20 年度には事業の移行及び法人の存廃を含めた抜本的な改革案をまとめ実施することが求められている。

これに対しセンターは、平成 20 年 3 月に「財団法人勤労者福祉サービスセンター中期計画の基本方針」を策定し、センター運営の諸課題を踏まえた今後の運営の基本方針と重点項目を定め、平成 20 年度中に中期計画を決定するとしている。

区は、今後の区内中小企業従業員に対する福利厚生事業のあり方について基本的な取組みの方向を示したうえで、センターの存廃、他団体への統廃合を含む抜本的な改革について早期に取組まれるよう努められたい。

(3) 自己啓発・余暇活動事業の重点化について

センターが実施している事業のうち、会員の自己啓発・余暇活動支援に係る事業については、平成 19 年度事業報告では 32 事業が展開されている。その事業費支出額は 52,500,010 円であり、事業費支出総額 100,423,512 円の 52.3%を占め、法人の中核事業となっている。この事業経費の最近の推移を見ると、事業所数及び会員数の減少とともに年々執行実績額が減る傾向にある（表 1 参照）。

また、平成 19 年度における単年度の事業活動収支において 4,407,098 円の赤字が生じている。

このような収支状況の中では、現在のような利用実績の低い事業を含む多くの事業メニューを用意して実施する運営から、会員ニーズを踏まえた事業を重点的に実施する運営へとシフトしていくことが必要と思われる。

そのため、センターは、会費収入に見合う効果的なサービスを実施できるよう、事業全体の再構築による事業の重点化について検討されたい。

(4) 会員の増強について

平成 19 年度末現在、センターに加入している事業所は 1,159 事業所、会員数は

5,508人となっている。財団設立後、平成7年度の事業所数2,178事業所、会員数10,051人をピークにその後は、区内の事業所数の減少と相俟って、減少の一途をたどっている（表2参照）。

「財団法人豊島区勤労者福祉サービスセンター中期計画の基本方針」の重点項目として「会員拡大の方策の作成」があり、柔軟性のある会員制度へのリニューアル、各団体との協力体制の構築等による加入促進体制の整備、会員事業所へのサービス向上、職員の会員事業所訪問などが挙げられている。

会員数はセンター運営の最も重要な要素であることから、入会をしやすいするための条件整備、会員資格の緩和による対象者の拡大や、魅力があり会員ニーズに合致した事業の展開などによる会員の増強策を検討し、その実施に早急に取り組まれない。

《表1 勤労者福祉サービスセンター 事業費等決算額の推移》

年 度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
事業費支出総額	116,230,442	112,910,928	119,699,322	100,423,512
自己啓発 余暇活動事業	68,236,487	68,085,445	72,318,689	52,500,010
総額に占める割合	58.7%	60.3%	60.4%	52.3%

*額は円。

《表2 勤労者福祉サービスセンター 事業所数及び会員数の推移》

年 度	平成7年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
事業所数	2,178	1,305	1,228	1,207	1,159
会 員 数	10,051	5,948	5,710	5,662	5,508

*事業所数：所 会員数：人。

社会福祉法人豊島区社会福祉協議会監査結果報告

第1 団体の概要

1 団体の目的

社会福祉法人豊島区社会福祉協議会（以下「協議会」という。）は、昭和28年8月に設立、昭和37年11月に社会福祉法人として認可を受け、昭和58年10月、社会福祉事業法の改正により、都道府県社会福祉協議会と同様に市区町村社会福祉協議会として制度化された団体である。

協議会は、区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図ることを目的としている。

2 事業内容

協議会は、上記の目的を達成するため、次の事業を行っている。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 有償家事援助サービス事業
- (8) ハンディキャブ運行事業
- (9) 障害者福祉サービス事業の経営
- (10) 福祉サービス利用援助事業の経営
- (11) その他この法人の目的達成のため必要な事業

3 組織（平成20年3月31日現在）

協議会は、事務所を豊島区東池袋一丁目39番2号に置き、役員19名、評議員40名、職員96名（うち区派遣職員2名。）によって構成されている。

第2 区との関係

区は、協議会に対し、「社会福祉法人に対する資金の補助の手続に関する条例」に基づき、平成19年度に補助金（人件費及び事業費）を交付している。

第3 平成19年度収支決算状況

1 補助金交付事業の執行状況

補助金は、年2回（前期と後期）に分けて概算払いにより交付され、清算後の確定額が概算額を下回ったため、その差額1,044,640円は平成20年3月31日に区へ返還された。その結果、平成19年度に交付された補助金総額は、149,171,817円である。

(単位：円)

区分	経 理 区 分	補助金交付額
人 件 費	法人運営事業	64,159,350
	地域福祉事業	27,851,352
	ボランティア活動推進事業	17,753,675
	計	109,764,377
事 業 費	地域福祉事業 (リボンサービス、ハンディキャブ、困りごと援助)	4,019,500
	助成事業 (給食助成、地域福祉推進事業)	15,865,000
	福祉サービス利用援助事業	19,522,940
	計	39,407,440
	総 計	149,171,817

第4 補助金交付事業の実施状況

1 在宅福祉サービス事業（リボンサービス）

①会員数

	会員数	内新規
利用会員	508名	124名
協力会員	393名	29名
賛助会員	146件	6件

②サービス提供実績

提供日数	7,792日
提供時間	13,806時間
提供件数	12,078件
利用料	10,150,800円
謝礼金	10,150,800円

③主なサービス内容

・掃除、整頓	5,641件
・話し相手	1,663件
・外出介助	1,270件
・買物等	1,017件
・食事の支度	717件

2 ハンディキャブ運行事業（福祉移送サービス）

①会員数

	会員数	内新規
利用会員	317名	40名
協力会員	34名	8名

②サービス提供実績

提供車両	5台
走行距離	53,003km
運行回数	3,981回
貸出件数	5件

3 高齢者困りごと援助サービス事業

①利用状況

サービス利用延べ人数	157名
サービス利用延べ時間数	100時間
協力員登録者数	13名

②内容別サービス提供件数

電球関係	48件
水道関係	18件
簡易作業	76件
その他	1件
訪問時休止	14件
合計	157件

4 給食ボランティアグループ助成

グループ	助成額	食数
老人食を考える会（勤福会場）	876,800 円	1,920
老人食を考える会（千早会場）	648,840 円	1,373
ボランティア友愛	505,420 円	720
S C 豊友会	502,140 円	554
豊友会	493,520 円	579
合 計	3,026,720 円	5,146
協力者数		41 名
給食受給者数		185 名

5 地域福祉推進事業

①民間の福祉施設、団体が地域に根ざして行う先駆的、開拓的、実験的事業の事業運営を支援した。

②5 団体、助成額 12,500,000 円

6 福祉サービス利用援助事業

認知症高齢者	17 件
精神障害者	3 件
虚弱高齢者	4 件
合 計	24 件

第5 監査結果

1 指摘事項

協議会、保健福祉部管理調整課とも、特に指摘すべき事項はない。

なお、事務処理方法等について口頭で是正を求めた軽微な事項については、速やかに対応されたい。

2 意見

(1) 法人の効率的運営について

協議会は、「豊島区未来戦略推進プラン2008」の外郭団体の見直しにおいて、平成19年度には「外部評価結果に対する検討結果を踏まえ、経営の合理化を検討し、任期付常勤職員の採用、人事交流の実施検討」が求められ、平成20年度には

「包括支援センターの経営、経営合理化計画の改訂、実施」などが求められている。

これに対して協議会では、今後の法人運営のあり方の検討を行い、平成 19 年度に今後の介護保険事業の運営及び住民参加型在宅福祉サービスの活動推進の検討、また平成 20 年度には運営体制・事業の分析・検討を行うとともに、期限付常勤職員の採用など、運営改善に向けた取組みが実施されつつある。

しかし、平成 19 年度事業活動収支決算では、当期活動収支差額で 4,111,754 円の赤字である。この大きな要因は事業活動収支のうち、主な事業である「法人運営事業」の収支で 10,177,244 円の赤字が生じていることである。特に、事業活動支出額の 73%を占める人件費が収支に大きく影響していると考えられる。

協議会は、今後、地域における住民の自助・共助意識やボランティア精神の醸成と住民による協働を基本とした地域福祉推進の要として、区との役割分担を踏まえつつ、一層の効率的かつ効果的な事業推進を図る必要があることから、経営計画を策定し、その実施を早期に進められたい。その際、特に法人運営事業における人件費の抑制に充分留意されたい。

(2) 退職給与積立金の改善及び共済会制度への加入について

平成 19 年度貸借対照表では、同年度末における退職給与積立預金額は 21,911,341 円である。監査時における協議会の説明では、支給を要する対象職員数は 14 名、要積立額は 68,900,765 円であるが、実際の積立額は 32%にとどまり、都の指導監査においても積立額の不足にかかる指摘を受けているとのことである。

また、平成 20 年度の協議会の運営レポートでは、退職手当に関して東京都社会福祉協議会の従事者共済会制度があり、この加入を検討する必要があるとされている。当該共済会は、東京都社会福祉協議会の会員である民間福祉団体や社会福祉施設で働く職員に対し、退職共済金の給付、貸付、その他の福利厚生事業を実施しており、19 年度末における加入団体数、施設数は 1,753、加入者数は 36,504 名となっている。

協議会は、退職給付金積立不足額の計画的解消を図るよう努められたい。また、職員の掛金負担などの課題はあるものの、今後の協議会の退職給付金積立負担の軽減及び職員の退職給付金の安定的で確実な確保を図るため、職員への理解を深めつつ、本制度について早期の加入を検討されたい。

(3) 地域福祉推進基金活用の方法について

地域福祉推進基金は、平成 3 年度に区からの 3 億円の交付を受け、これを原資に設置した基金である。その後、大口の寄付金や利子等の積み立てにより、平成 19 年度末現在の基金の額は 420,745,254 円となっている。

本基金は、その果実である利子をもって主にリボンサービス、ボランティア活動、民間団体の先駆的な福祉活動助成の 3 分野に充てる目的で設置された基金である。

しかしながら、現在、3 分野に該当する福祉活動のうち民間の福祉施設や団体が行う地域福祉推進事業には、区からの補助金をもって団体助成している現状にあり、平

成 19 年度において、本基金の果実は、障害者施設・団体等の事業助成に充当されており、本来充当されるべき 3 分野の活動には充てられていない。

協議会は、基金の設置目的を踏まえ、現在の支出対象事業が適切であるか再検討する必要がある。

また、協議会が展開する地域福祉事業は、福祉サービスや利用者ニーズの多様化等などから多岐にわたってきていること、金利低迷に伴い基金運用が困難な状況が続いていること、現状の 3 分野を対象とする当初の基金設置の目的と設置後 17 年間経過した協議会の事業運営の状況などを踏まえ、今後のより効果的な基金の活用の方法について改めて検討されたい。

社団法人豊島区シルバー人材センター監査結果報告

第1 団体の概要

1 団体の目的

社団法人豊島区シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、昭和51年10月20日に豊島区高齢者事業団として発足し、昭和55年12月1日、法人格を取得し、社団法人シルバー人材センター豊島区高齢者事業団と改称。その後、平成2年7月2日に現在の名称となる。

センターは、一般雇用になじまないが働く意欲を持っている健康な高齢者のために、地域社会と連携を保ちながら、その知識、経験及び希望に沿った就業機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力のある地域社会づくりに寄与することを目的としている。

2 事業内容

センターは、上記の目的を達成するため、次の事業を行っている。

- (1) 高齢者の就業に関する情報の収集及び提供
- (2) 高齢者の就業に関する調査研究
- (3) 高齢者の就業に関する相談
- (4) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、その希望と能力に応じた就業機会の開拓及び提供（高齢者に対する就業保障または収入保障のための事業は除く）
- (5) 高齢者に対する簡易な仕事に関する知識、技能の付与を目的とした講習等の実施
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な事業

3 組織（平成20年3月31日現在）

センターは、事務所を豊島区東池袋二丁目55番6号に置き、役員20名、職員10名（非常勤職員4名及び臨時職員1名を含む。）及び会員1,337名によって構成されている。

第2 区との関係

区は、センターに対し、「社団法人豊島区シルバー人材センター補助金交付要綱」（昭和56年区長決裁）に基づき、平成19年度に補助金（センターの事業に要する経費のうち、職員の人件費及び管理運営費）を交付している。

第3 平成19年度収支決算状況

1 補助金交付事業の執行状況

補助金は、毎月、概算払いにより交付され、下記のと通りの補助額となった。
補助金交付総額は、40,833,550円である。

単位：円

区 分	補 助 対 象 項 目	補助金交付額
管理運営費	職員人件費	29,000,000
	安全就業推進費	570,000
	就業機会創出費	1,000,000
	計	30,570,000
事業費	高齢者生活支援サービス事業費	2,100,000
	シルバー会員保険料	3,225,670
	賠償責任保険料	567,000
	自主事業等開発推進事業費	1,000,000
	計	6,892,670
管理運営費 (授産場移行分)	人件費	3,270,880
	光熱水費	100,000
	建物維持管理経費	0
	計	3,370,880
合 計		40,833,550

第4 補助金交付事業の実施状況

1 安全就業推進事業

- ①安全管理委員会の開催（5回）
- ②安全就業推進員の配置
- ③就業現場の巡回指導
- ④安全就業等講習会の開催
 - ・学童交通安全指導員講習
 - ・施設就業会員研修
 - ・新入会員研修
 - ・一般会員講習会

2 就業機会創出事業

- ①就業機会創出員等による区内事業所訪問、受注開拓
- ②普及啓発事業（パンフレット、リーフレットの作成、配付など）

3 高齢者生活支援サービス事業

- ①生活支援コーディネーターの配置
- ②就業会員数 40 名、受注件数 131 件、契約金額 18,240,000 円。

4 自主事業等開発推進事業

- ①植木剪定・除草会員増員
- ②育成研修会の実施

第5 監査結果

1 指摘事項

協議会、保健福祉部管理調整課とも、特に指摘すべき事項はない。

なお、事務処理方法等について口頭で是正を求めた軽微な事項については、速やかに対応されたい。

2 意見

○ 自立的運営の推進について

平成 19 年度、区からの補助金については 40,833,550 円であり、センター運営の区補助金への依存度は依然として高い状況にある。

平成 17 年度以降は、民間からの受注額が区などの公共部門のそれを上回るようになり、年々その傾向が顕著になっていっている。

今後とも民間からの受注割合を上げるとともに、受注量を拡大し収入増を図るべく、さらなる努力を行うことにより、センターの自立的運営を高めていくよう一層の取組みに努力されたい。

豊島区体育協会グループ監査結果報告

第1 団体の概要

1 指定管理者

- (1) 名称 豊島区体育協会グループ（以下「体育協会グループ」という。）
代表団体 特定非営利団体 豊島区体育協会（以下「体育協会」という。）
構成団体 財団法人 としま未来文化財団（以下「未来文化財団」という。）
構成団体 株式会社 ピーウォッシュ（以下「ピーウォッシュ」という。）
- (2) 所在地 体育協会グループ：豊島区要町三丁目47番8号 豊島区立豊島体育館内
体育協会：同上
未来文化財団：豊島区東池袋一丁目20番20号 豊島区立豊島区民センター内
ピーウォッシュ：豊島区长崎五丁目1番23号
- (3) 代表者 相原 勇（平成17年9月20日 指定申請時）

第2 区との関係

1 指定管理対象施設

- (1) 豊島区立豊島体育館
（指定管理期間：平成18年4月1日～平成22年3月31日）

2 指定管理委託料

① 豊島体育館委託料	35,601,700円 （修繕費、建築法定・設備点検費 含む）
------------	------------------------------------

3 指定管理業務

区は、平成18年4月から地方自治法第244条の2第3項及び「豊島区公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」に基づき協定を締結し、豊島区立豊島体育館の公の施設の管理業務に必要な経費として、指定管理委託料を支出している。

業務の内容

- (1) 施設管理業務
- (2) 指導業務
- (3) 販売促進業務
- (4) 利用者等の管理
- (5) 附帯施設運営管理業務
- (6) その他

第3 平成19年度収支決算状況

1 収支状況

(単位：円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理委託料	35,601,700	人件費	19,384,685
利用料収入	16,332,340	施設費	21,573,372
自主事業収入	4,397,063	事務費	1,237,798
その他	72,012	事業費	6,467,860
		その他	4,602
計	56,403,115	計	48,668,317
		収支差額	7,734,798

第4 平成19年度事業実績

- 1 開館日数 355日
- 2 開館時間帯 9:00～21:30
- 3 施設利用状況
 - ① 競技場 1,938件 (利用率91.1%)
 - ・区事業 76件
 - ・団体利用 907件
 - ・個人公開 955件
 - ② スタジオ 745件 (利用率35.0%)
 - ・区利用 38件
 - ・教室 415件
 - ・貸室 292件
 - ③ トレーニングルーム
 - ・利用人数 4,151人

第5 監査結果

1 指摘事項

体育協会グループ、文化商工部学習・スポーツ課とも、特に指摘すべき事項はない。

なお、事務処理方法等について口頭で是正を求めた軽微な事項については、速やかに対応されたい。

2 意見

(1) 指定管理者グループによる運営について

豊島区立豊島体育館の指定管理については、特定非営利法人豊島区体育協会、財

団法人としま未来文化財団、株式会社ピーウォッシュの3団体が共同事業体を組み指定管理者となったものである。代表構成団体は、豊島区体育協会である。

しかしながら、当該施設の指定管理状況を見ると豊島区体育協会が実質上、ほぼ単独で指定管理業務にあたっている状況であり、グループの他の2団体は施設管理業務のアドバイスやインストラクターの派遣などの連携、協力を行うなど限られた役割にとどまっている。

そのため、指定管理者グループを構成する3団体間で指定管理業務の分担や収益の分配方法等に関する協定などが取り交わされておらず、グループ内の3団体間における収支状況や支出などの内容は、19年度決算上表れていない状況である。このように、実質上、代表団体だけでも円滑に施設運営ができるのであれば、グループとして指定管理者を指定することについて再検討すべきではないかと考える。

区は、グループによる指定管理者の施設運営の状況を把握の上、グループを構成する指定管理者が次期指定管理期間において指定申請を行う場合には、グループ構成の必要性が判断できるよう、構成団体間の業務分担等の実態を反映できる申請条件の改善を今後検討されたい。その際、指定管理業務の継続の重要性に鑑み、指定管理期間内においてグループを構成する一部の団体が業務不能となった場合の指定管理グループでの対応をどのように図るかなどのリスク管理のあり方についてもあわせて検討されたい。

(2) 自動販売機設置のための行政財産使用許可について

現在、施設内には飲料水の自動販売機が設置されているが、この設置のための行政財産の使用許可申請は、従前より特定非営利法人豊島区体育協会が申請し、区から使用を許可されてきた経緯がある。

一方、年度協定第9条の規定によれば、指定管理者による自動販売機の設置は、収益事業として定められており、その設置及び運営は指定管理者自身が事業主となることが条件とされている。

豊島体育館は現在、指定管理者による管理施設に位置づけられていることから、この施設内における自動販売機の設置については、指定管理の協定に基づくことが望ましい。

今後の使用許可の取扱いについて問題を生じることがないように、区の担当部局と充分協議のうえ、指定管理施設における使用許可方針について明確にされたい。

日本テニス事業協会共同企業体監査結果報告

第1 団体の概要

1 指定管理者

- (1) 名称 日本テニス事業協会共同企業体（以下「共同企業体」という。）
代表団体 社団法人 日本テニス事業協会（以下「事業協会」という。）
構成団体 株式会社 リバティヒル（以下「リバティヒル」という。）
- (2) 所在地 事業協会：新宿区西新宿一丁目8番3号 小田急明治安田生命ビル地下1階
リバティヒル：目黒区自由が丘三丁目17番1号
- (3) 代表者 雑賀 昇

第2 区との関係

1 指定管理対象施設

- (1) 豊島区立総合体育場
（指定管理期間：平成18年4月1日～平成22年3月31日）
- (2) 豊島区立西巣鴨体育場
（指定管理期間：平成18年4月1日～平成22年3月31日）
- (3) 豊島区立荒川野球場
（指定管理期間：平成18年4月1日～平成22年3月31日）

2 指定管理委託料

① 指定管理施設委託料	15,568,792円 (修繕費 含む)
-------------	-------------------------

3 指定管理業務

区は、平成18年4月から地方自治法第244条の2第3項及び「豊島区公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」に基づき協定を締結し、豊島区立総合体育場、同西巣鴨体育場、同荒川野球場の公の施設の管理業務に必要な経費として、指定管理委託料を支出している。

業務の内容

- (1) 施設管理業務
- (2) 指導業務
- (3) 販売促進業務
- (4) 利用者等の管理
- (5) 附帯施設運営管理業務
- (6) その他

第3 平成19年度収支決算状況

1 収支状況

(単位：円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理委託料	15,568,792	人件費	22,378,287
利用料収入	28,718,410	施設費	24,709,482
自主事業収入	15,666,390	事務費	2,237,013
物品販売	2,049,819	交通費	1,266,220
		事業運営経費	3,709,839
		自主事業費	5,410,189
計	62,003,411	計	59,711,030
		収支差額	2,292,381

第4 平成19年度事業実績

1 開館日数 348日

2 開館時間帯

総合体育場	野球場	通年	8:00～21:00
	庭球場	通年	8:00～21:00
	体育室	通年	8:00～21:00
	弓射場	通年	8:00～21:00
西巣鴨体育場	庭球場	4・9・10・3月	8:30～17:00
		5・6・7・8月	8:30～18:00
		11・12・1・2月	8:30～16:00
	弓射場	3月10日～11月15日 11月16日～3月9日	9:00～17:00 9:30～16:00
荒川野球場	4月～10月 11・12・3月	8:00～18:00 8:00～16:00	

3 施設利用状況

① 総合体育場（体育室、庭球場、弓射場、野球場計）

利 用 区 分		件 数	人 数
団体貸切	一般利用	4,753	42,013
	特別利用	1,432	22,150
	多目的利用	73	3,610
教 室		2,133	9,118
個人利用	有 料		17,003
	無 料		703
合 計			94,597

② 西巣鴨体育場

(庭球場、アーチェリー場、ゲートボール場、広場、会議室計)

利用区分		件数	人数
団体貸切	一般利用	2,200	13,730
	特別利用	19	269
	多目的利用	1	15
教室		0	0
個人利用	有料		489
	無料		465
合計			14,968

③ 荒川野球場 (野球場)

利用区分		件数	人数
団体貸切	一般利用	787	8,042
	特別利用	222	4,440
合計			12,482

第5 監査結果

1 指摘事項

共同企業体、文化商工部学習・スポーツ課とも、特に指摘すべき事項はない。

なお、事務処理方法等について口頭で是正を求めた軽微な事項については、速やかに対応されたい。

2 意見

個別の意見はない。

日本テニス事業協会共同事業体監査結果報告

第1 団体の概要

1 指定管理者

- (1) 名称 日本テニス事業協会共同事業体（以下「共同事業体」という。）
代表団体 社団法人 日本テニス事業協会（以下「事業協会」という。）
構成団体 有限会社 ティー・エス・ジャパン（以下「ティー・エス・ジャパン」という。）
- (2) 所在地 事業協会：新宿区西新宿一丁目8番3号 小田急明治安田生命ビル地下1階
ティー・エス・ジャパン：埼玉県新座市新堀二丁目15番13-410号
- (3) 代表者 雑賀 昇

第2 区との関係

1 指定管理対象施設

- (1) 豊島区立三芳グラウンド
(指定管理期間：平成17年4月1日～平成22年3月31日)

2 指定管理委託料

① 指定管理施設委託料	18,913,000円 (修繕費、法定点検費 含む)
-------------	-------------------------------

3 指定管理業務

区は、平成17年4月から地方自治法第244条の2第3項及び「豊島区公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」に基づき協定を締結し、豊島区立三芳グラウンドの公の施設の管理業務に必要な経費として、指定管理委託料を支出している。

業務の内容

- (1) 施設管理業務
- (2) 指導業務
- (3) 販売促進業務
- (4) 利用者等の管理
- (5) 附帯施設運営管理業務
- (6) その他

第3 平成19年度収支決算状況

1 収支状況

(単位：円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理委託料	18,913,000	人件費	17,066,928
利用料収入	12,249,775	施設費	24,057,820
自主事業収入	14,096,752	事務費	1,351,393
計	45,259,527	計	42,476,141
		収支差額	2,783,386

第4 平成19年度事業実績

1 開館日数 359日

2 開館時間帯

平 日	野球場	通年	9:00~19:00
	運動場	通年	10:00~20:00
	庭球場	通年	9:00~21:00
土日祭日	野球場	通年	7:00~19:00
	運動場	通年	7:00~21:00
	庭球場	通年	7:00~21:00

3 施設利用状況

施設名	利用内容	件 数	人 数	利用率
運動場	一般利用	298	7,099	
	自主利用	190	1,767	
	特別利用	125	5,084	
	小 計	623	13,950	20.4%
野球場	一般利用	701	14,365	
	自主利用	207	1,376	
	特別利用	201	5,446	
	小 計	1,109	21,187	36.1%
庭球場	一般利用	4,149	23,726	
	自主利用	1,996	11,820	
	特別利用	326	1,497	
	小 計	6,471	37,043	52.8%
合 計		8,193	72,180	44.7%

第5 監査結果

1 指摘事項

共同事業体、文化商工部学習・スポーツ課とも、特に指摘すべき事項はない。

なお、事務処理方法等について口頭で是正を求めた軽微な事項については、速やかに対応されたい。

2 意見

(1) 運動場、野球場の利用について

三芳グラウンドの平成19年度利用状況は、庭球場が6,471件（利用率52.8%）、野球場が1,109件（利用率36.1%）、運動場が613件（利用率20.4%）となっており利用総件数は8,193件である。

この利用総件数は、指定管理者制度導入前の平成16年度の利用総件数4,935件の1.6倍以上であり、早朝や夜間における利用時間枠の拡大や日常的な施設整備など、指定管理者の利用促進への取組みの成果と言える。

しかしながら、施設別に見ると庭球場の利用率が50%を超えているのに対し、運動場については20%程度であり、特に平日に絞った利用率では4.3%とほとんど利用が進んでいないというのが現状である。

このような施設利用の現状やこれまでの指定管理者による運営状況を踏まえると、現在の三芳グラウンドの施設・設備について、より高い利用者ニーズに応じたサービスを提供できるよう、施設構成の見直しを検討すべき時期に来ていると考えられる。

区は今後、体育施設に関する管理、運営の専門的なノウハウをもつ指定管理者の意見聴取や区内の学校跡地の野外スポーツ施設整備方針、施設の利用状況等を踏まえつつ、施設利用の向上に向けて積極的に取り組まれたい。

(2) 施設の改修について

現在、指定管理者に寄せられる利用者の要望は、施設面での改善要望が多い。特にテニスコートの未改修の4面については開設以来、定期的な補修が実施されておらず、一部傷みが著しい状況である。

また、運動場はグラウンド面での凹凸が目立ち、使用にあたって利用者が足をとられ、転倒する危険性もある状況であるが、日常的なグラウンド整備だけではなかなか改修が進まない状況が続いている。

また、クラブハウス2階部分は防水塗装の改修が必要な状況が生じている。

今後、区民等の利用を一層拡大していくためには施設の改修は必要不可欠である。

区は、指定管理者導入による財政効果を施設利用者に施設サービスとして還元すべき観点から、必要な施設改修、設備改善について計画的に取り組まれたい。

(3) 地元自治体との連携について

当施設は、豊島区の体育施設の中で区外に設置された施設である。したがって、地元利用者の動向やスポーツ振興の事情に精通した地元自治体との連携や情報交換を積極的に進めることは、区民の利用が少ない平日の利用促進や効率的な施設運営を図るうえで有効である。

指定管理者は、本区はもとより、施設が設置されている地元自治体のスポーツ振興担当課との連携や情報交換を促進し、施設の管理運営に生かされたい。

社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会監査結果報告

第1 団体の概要

1 指定管理者

- (1) 名称 社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会（以下「同胞援護会」という。）
- (2) 所在地 新宿区原町三丁目8番地
- (3) 代表者 牧野 洋一

第2 区との関係

1 指定管理対象施設

- (1) 豊島区立福祉ホームさくらんぼ
(指定管理期間：平成18年4月1日～平成20年3月31日)

2 指定管理委託料

① 指定管理施設委託料	77,447,522円 (修繕費、法定点検費 含む)
-------------	-------------------------------

3 区民集会室の管理受託

指定管理業務とは別に、同建物内にある「西池袋第二区民集会室」について、区との間で契約を取り交わし、施設の管理事務を受託している。

4 指定管理業務

区は、平成18年4月から地方自治法第244条の2第3項及び「豊島区公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」に基づき協定を締結し、豊島区立福祉ホームさくらんぼの公の施設の管理業務に必要な経費として、指定管理委託料を支出している。

業務の内容

- (1) 福祉ホームの維持管理
- (2) 長期間の自立援護指導
- (3) 短期間の自立生活訓練（覚書による特別事業の実施を含む）
- (4) 緊急一時保護
- (5) その他施設利用者の支援業務
- (6) 他機関、地域との連絡調整
- (7) 施設に係る調査等への回答

第3 平成19年度収支決算状況

1 収支状況

(単位：円)

収 入		支 出	
内 訳	金 額	内 訳	金 額
指定管理委託料	77,447,522	人件費	52,152,169
		事務費	20,286,704
		事業費	4,189,157
計	77,447,522	計	76,628,030
		収支差額	819,492

第4 平成19年度事業実績

	長期自立 援護指導	短期自立 生活訓練	緊急一時保 護	レスパイト	合 計
延利用者数(人)	41	349	152	95	637
延利用日数(日)	1,205	986	761	212	3,164
食事回数(回)	2,509	1,453	1,681 (レスパイト含む)		5,643
入浴回数(回)	936	444	501 (レスパイト含む)		1,881
送迎回数(回)	141	572	434 (レスパイト含む)		1,147

第5 監査結果

1 指摘事項

同胞援護会、障害者福祉課とも、特に指摘すべき事項はない。

なお、事務処理方法等について口頭で是正を求めた軽微な事項については、速やかに対応されたい。

2 意 見

○ 指定管理期間について

現在、本施設の指定管理期間は、平成18年4月の開始以来2年間で実施され、平成20年4月には2期目の指定管理期間に入っている。

特に福祉施設として利用者の日常的なケアにあたる本施設については、常に利用者に対する専門サービスの水準の維持向上や安定的な施設の管理運営が強く求められることから、長期的な指定管理期間の設定が望ましいと考える。

指定管理期間の設定にあたっては、法人の運営状況を踏まえて、その期間設定についてできる限り配慮されたい。